

**【表紙】**

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	九州財務局長
【提出日】	平成27年12月4日
【会社名】	株式会社マルマエ
【英訳名】	Marumae Co.,Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 前田 俊一
【本店の所在の場所】	鹿児島県出水市高尾野町大久保3816番41
【電話番号】	0996 - 64 - 2900
【事務連絡者氏名】	取締役管理部長 藤山 敏久
【最寄りの連絡場所】	鹿児島県出水市高尾野町大久保3816番41
【電話番号】	0996 - 64 - 2900
【事務連絡者氏名】	取締役管理部長 藤山 敏久
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 1【提出理由】

平成27年11月28日開催の当社第28期定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

## 2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日  
平成27年11月28日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金の処分の件

配当財産の種類

金銭

配当財産の割当てに関する事項及びその総額

普通株式1株につき金36円 総額63,214,308円

剰余金の配当が効力を生じる日

平成27年11月30日

第2号議案 定款一部変更の件

取締役会の監督機能の強化によるコーポレート・ガバナンスの充実の観点から、監査等委員会設置会社に移行することとし、これに伴い、監査等委員会設置会社への移行に必要な、監査等委員である取締役及び監査等委員会に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等の変更を行うものであります。

機動的な資金調達を可能にするため、現行定款第6条（発行可能株式総数）について、現行の22,152,000株から22,384,800株に変更するものであります。

業務執行取締役等であるものを除く取締役との間で責任限定契約を締結することを可能とするための規定を変更するものであります。

A種優先株式の全株を自己株式として取得し消却しておりますので、A種優先株式に関する規定の削除を行うものであります。

その他、一部字句の修正及び上記の各変更に伴う所要の変更を行うものであります。

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）として、前田俊一、山元弘、海崎功太、藤山敏久を選任するものであります。

第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役として、兒島吉二、寺畑幸雄、梶智和を選任するものであります。

第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額決定の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額を年額1億円以内とするものであります。

第6号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額決定の件

監査等委員である取締役の報酬額を年額3千万円以内とするものであります。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成（個）	反対（個）	棄権（個）	可決要件	決議の結果及び賛成割合（％）
第1号議案 剰余金の処分の件	11,536	7	-	（注）1	可決 90.67
第2号議案 定款一部変更の件	11,336	207	-	（注）2	可決 89.10
第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件					
前 田 俊 一	11,532	11	-	（注）3	可決 90.64
山 元 弘	11,530	13	-	（注）3	可決 90.62
海 崎 功 太	11,532	11	-	（注）3	可決 90.64
藤 山 敏 久	11,532	11	-	（注）3	可決 90.64

第4号議案 監査等委員である取締役3選任の件 兒島吉二 寺畑幸雄 梶智和	11,532 11,531 11,532	11 12 11	- - -	(注)3 (注)3 (注)3	可決 90.64 可決 90.63 可決 90.64
第5号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬等の額決定の件	11,534	9	-	(注)1	可決 90.65
第6号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額決定の件	11,531	12	-	(注)1	可決 90.63

(注)1. 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成による。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。

3. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算していません。

以上